

厚生労働省告示第二百八号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第五条第一項（同令第七条において準用する場合を含む。）及び第四十四条第一項（同令第四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号）を次のように改め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第三号中「又は別表第二」を「から別表第三まで」に改める。

別表第五を別表第六とし、別表第四を別表第五とし、別表第三を別表第四とし、別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三（第三号関係）

区分	科	目	時間数	備考
講義	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義		二	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）附則

<p>実習</p>	<p>演習</p>	
<p>基礎的な介護と重度の肢体不自由者との</p>	<p>喀痰吸引等に関する演習</p>	<p>基礎的な介護技術に関する講義</p> <p>コミュニケーションの技術に関する講義</p> <p>喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義</p> <p>経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義</p>
<p>三</p>	<p>一</p>	<p>三</p> <p>三</p> <p>二</p> <p>一</p>
<p>程</p>	<p>基本研修に相当する研修課程</p>	<p>基本研修に相当する研修課程</p> <p>基本研修に相当する研修課程</p> <p>基本研修に相当する研修課程</p> <p>基本研修に相当する研修課程</p> <p>第四条及び第十三条に係る別表第三第一号に定める基本研修（以下「基本研修」という。）に相当する研修課程</p>

<p>(注)</p> <p>この表に定める研修の課程は、別表第一、別表第二並びに社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第四条及び第十三条に係る別表第三第一号に定める内容を含むものとする。</p>	<p>合計</p>	現場での実習	二〇・五	
		重度の肢体不自由者の介護サービス提供	三・五	
		外出時の介護技術に関する実習	二	
		コミュニケーションの技術に関する実習		